

TOPICS④

## 京都司法書士会は、中小企業を支援します

京都司法書士会と株式会社日本政策金融公庫の府内3支店（京都支店、西陣支店、舞鶴支店）は京都府内の中小企業等の資金調達、登記、企業法務等に関する法的問題の解決を相互に連携して支援していくため、「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。



日本政策金融公庫 京都支店長 有田 信夫 京都司法書士会 会長 森中 勇雄  
平成25年3月8日 株式会社日本政策金融公庫 京都支店にて

【業務連携のイメージ】



TOPICS⑤

## こどもたちの将来のために

京都司法書士会では様々な教育機関（大学、専門学校、高校、中学など）に司法書士を講師として派遣させていただき「法教育講座」を実施しています。

講座開催希望の方は、  
当会までお問い合わせください  
電話番号(075-241-2666)

最近の開催実施校のご紹介

- 平成25年4月9日開催 京都医療科学大学 テーマ:クレジットカードの仕組みと注意点
- 平成25年4月22日・23日開催 京都精華大学 テーマ:大学生が遭遇しそうなトラブルについて

イベント案内

司法書士の日記念シンポジウム「相続・遺言のススメ & 司法書士による無料相談会」(仮称)

- 日時：平成25年8月3日(土) 14時から17時(13時30分開場)
- 会場：京都市勧業館みやこめっせ

入場料：無料

# ニュースレター News Letter

司法書士の最新情報が満載!

あなたのとなりの頼もしい法律家  
京都司法書士会  
KYOTO Shihousyosi Lawyer's Association

〒604-0973  
京都市中京区柳馬場通夷川上る5丁目232番地の1  
お問い合わせ ☎075-241-2666  
<http://www.siho-syosi.jp/>

2013.06 Vol.2

あなたの近くに司法書士がいます。  
まずは司法書士にご相談ください。

## 会長就任挨拶



京都司法書士会  
会長 森中 勇雄

皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび5月18日開催の第125回定時総会において京都司法書士会の会長に就任いたしました司法書士の森中勇雄です。二期目の再登板となりますが、引き続き皆様方には司法書士制度に対するご理解とご支援をいただきますようお願いする次第です。

昨年は制度制定から140年を迎える節目の年を迎えることができました。これもひとえに国

民の方々の支持に支えられたものであり、今後も「国民の権利の擁護と公正な社会の実現」をめざし、我々は努力を重ねてゆく所存であります。

そのために我々がなすべきことを真摯に考え実行してゆかなければなりません。国民の皆様にご期待される「くらしの法律家」として常に国民目線で事業に取り組む所存ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

平成25年6月吉日

こんなときは **司法書士** にご相談ください。 **司法書士総合相談センター夜間・日曜相談増設**

家・土地のこと	相続のこと	会社のこと
借金のこと	裁判のこと	後見人のこと

秘密厳守いたします。お電話にて予約してください。

予約専用ダイヤル ☎075-255-2566

\*認定司法書士は、簡易裁判所における民事訴訟代理関係業務を行うことができます。

## 京都司法書士会が法テラス指定相談場所に!

法テラスとは、国によって設立された法的トラブル解決のための機関で、経済的に余裕がない方々に安心して法律相談を受けていただけるよう、全国各地に事務所が設けられています。このたび、当会が指定相談場所となることにより、土日や夜間でも法テラスのご利用を希望さ

れる方々に、ご相談いただく事が出来るようになりました。



京都司法書士会 法テラス相談 予約・問合せ電話番号

**075-585-4622**

毎週木曜日:19時から21時 毎週土曜日:10時から12時 毎週日曜日:14時から16時

なお、ご利用にあたりましては、「収入等が一定額以下である」などの条件を満たすことと、紛争の価額が140万円以下の民事に関する紛争に限られます（離婚などの家事事件や犯罪被害などの刑事事件は取り扱いません。）

詳しくは当会ホームページ [注目トピックス](#) をご覧ください。

## 少額裁判をサポートします

～その悩み、あきらめる前に司法書士に相談を～

アパートの敷金を返してもらえない  
知り合いに貸した金を返してもらえない  
修理代金を払ってもらえない



上のような事件、  
裁判の費用がいくらかかるか分からないし、  
専門家にどう頼んでよいのか分からない、と  
あきらめていませんか？

京都司法書士会では、これまで泣き寝入りしていたかもしれない少額な事件であっても、司法書士が事件を受任し、裁判を支援する活動を積極的に展開していきます。

司法書士は、訴状や答弁書等の裁判所に提出する書類を作成することができます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所において取り扱うことができる民事事件（訴訟の目的となる物の価額が140万円を超えない請求事件）について、代理業務を行うことができます。

詳しくは当会ホームページ [注目トピックス](#) をご覧ください。

## 身近なトラブル、まず話し合ってみませんか？

～司法書士が話し合いをお手伝いします～

### 調停センターのご案内

当会では、相手との人間関係を壊さず、話し合いでトラブルを解決したい方々のために、調停センターを開設しています。

相続人同士や友人同士、近隣問題、学校・職場でのトラブルなど、今後も円滑な人間関係が必要とされる場面で大変有効な手続きです。裁判とは違い、公正中立な調停人が、話し合いを進行していきます。だいたい、トラブル

といったものは、お互いの認識の違いや、思い込みで起こるケースが多いものです。話し合いを通じ、これらを解きほぐして、相互理解を深め、お互いが納得できる解決策を導き出して行きます。

話し合ってみよう、でも、一人じゃ不安、というときには是非ご相談下さい。



当センターは、身近なトラブルを当事者の話し合いによって解決することを目的として設立された、法務省の認証を取得した機関です。(認証番号 第108号)

## 京都司法書士会 調停センター

〒604-0973

京都市中京区柳馬場夷川上ル西側  
(地下鉄丸太町駅より徒歩10分)

電話番号 **075-251-8741**

受付時間月～金/10時～16時

(祝祭日を除く)



詳しくは当会ホームページ [注目トピックス](#) をご覧ください。